

北九州市特別養護老人ホーム「入所判定基準」の改正について

1 改正趣旨

本市の特別養護老人ホーム入所待機者の入所管理については、必要性の高い方が優先的に入所できるよう、平成15年度から市内施設及び社団法人北九州高齢者福祉事業協会との間をネットワークで結ぶ「入所判定システム」を構築し、「北九州市特別養護老人ホーム入所指針」に定める「入所判定基準表」に沿って運用しているが、一人暮らし世帯や老老介護などの世帯が増加するなかで、より必要性の高い方がより早く入所できるよう、「要介護度などの本人の状況」とともに、「介護者の状況」や「待機場所など個別の状況」をさらに重視した「入所判定基準」へ見直しを行う。

2 主な改正内容

全般	・「本人の状況」、「介護者の状況」、「個別評価」の観点から、より必要性の高い方を優先。 ・判定者によるバラツキをなくす工夫（入力漏れの防止、評価項目の定義などをわかりやすく説明）
本人の状況	・本人の状況を「要介護度」と「特別な状況」に区分。 ・「特別な状況」は、（排泄、摂食、徘徊、暴力・抵抗・その他問題行動）を勘案。
介護者の状況	・「介護者の有無（身寄りなし、実質的な介護者なし）」や「介護者の状況（高齢、疾病、障害、就労、育児、複数介護等）」を勘案。
個別評価	・「待機場所（在宅、病院、施設等）」や「住環境」、「待機期間」を勘案。
その他	・「特記すべき個別事情」の欄を設け、入所検討会議に活用。

3 検討経過

特別養護老人ホーム施設長等で構成する社団法人北九州高齢者福祉事業協会のワーキングチームと北九州市保健福祉局介護保険課とで検討会を開催し、改正案について、北九州市高齢者介護の質の向上委員会地域密着型専門委員会で審議。

4 スケジュール(予定)

- (1) 改正基準の施行日 平成22年5月1日
- (2) システム移行準備 平成22年5月1日から平成22年11月末まで
（新システム説明会の開催、新システムへの既存申込者分のデータ移行等）
- (3) 新システムによる入所順決定 平成22年11月末

【参考】

- (1) 新入所判定基準 別添
- (2) 特別養護老人ホーム入所までの流れ 別添

新入所判定基準

		項目	項目内最高加点	配点	説明	
本人の状況	要介護度	要介護1	150	20	申し込み時の要介護認定が1である場合。	
		要介護2		40	申し込み時の要介護認定が2である場合。	
		要介護3		60	申し込み時の要介護認定が3である場合。	
		要介護4		80	申し込み時の要介護認定が4である場合。	
		要介護5		100	申し込み時の要介護認定が5である場合。	
	特別な状況	排泄		50	10	介護者が、オムツや尿とりパットの交換等の介助を要する場合に限る。
		摂食			10	食事中に介助を要する場合に限る。
		徘徊			15	当てもないのに外へ出かけてしまう、家や施設の中でひっきりなしに歩き回ったりする行動がある場合に限る。
		暴力・抵抗・その他問題行動			15	介護者が話しかけたり、介護を行う際に、手で払いのける、足でける、たたく等の明らかに介護の支障となる行動をとる場合に限る。
		非該当			0	上記の特別な事情のいずれにも該当しない場合。
介護者の状況	身寄り・介護者の有無	身寄りなし	80	80	同居・別居を問わず、身寄り(親、配偶者、子、子の配偶者)がいない場合に限る。	
		実質的な介護者なし		70	同居の介護者(親、配偶者、子、子の配偶者)がいる場合は、その者が要介護3以上であること。また、同居の介護者がいない場合は、その者が県外(下関市を除く)であるか、要介護3以上の場合に限る。	
	介護者の状況	独居	80	60 重複可	20	県内(下関市を含む)に介護者がいる場合で、本人が一人暮らしを行っている場合に限る。世帯分離は対象外。
		介護者が高齢・疾病等			20	主たる介護者が70歳以上の高齢である場合や、障害者(障害者手帳等を有するもの)、病気療養中の者(軽度の者は除く)である場合。もしくは主たる介護者が県内で北九州市に隣接しない市町村に在住する場合に限る。
		介護者が就労・複数介護・育児			20	主たる介護者が週に20時間以上就労している場合(非正規雇用等も含む)や、複数介護、就学前の育児を行っている場合に限る。
		非該当			0	上記の介護者の状況のいずれにも該当しない場合。
	個別評価	待機場所	在宅	70	50	50
病院			30			病院に入院している場合。
軽費・ケアハウス等			20			軽費老人ホーム、ケアハウス(一般)、有料老人ホーム(住宅型)等に入所している場合。
養護・グループホーム・老健・療養型等			10			養護老人ホーム、グループホーム、老人保健施設、療養型病床、介護保険適用外施設等に入所している場合。
特養・特定入居者生活介護等			0			特別養護老人ホーム、介護付有料老人ホーム、ケアハウス(特定)等に入所している場合。
住環境		住環境が不適応	10	10	10	住む家がない場合、もしくは、屋外の環境により適応できない場合。例えば、エレベータのない住宅で2階以上の階に住んでおり、車椅子を使用している方等。
		非該当			0	上記の住環境のいずれにも該当しない場合。
待機期間		1年以上の待機	10	10	10	要介護3以上で、入所待機期間が1年以上の場合、変更となった場合は、変更後を起点とし積算する。
		非該当			0	上記の待機期間に該当しない場合。
		最高得点	300	兄弟姉妹については、同居の場合のみ介護者に含む。		

特別養護老人ホーム入所までの流れ

